

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和3年6月28日（月）13:00～14:22

2. 出席者

【顧問】

河野部会長、岩田顧問、川路顧問、河村顧問、近藤顧問、鈴木雅和顧問、
中村顧問、平口顧問、水鳥顧問、山本顧問

【経済産業省】

江藤環境審査担当補佐、野田環境審査担当補佐、須之内環境審査専門職、
萬上環境影響評価係長、工藤環境審査係 他

3. 議 題

（1）環境影響評価方法書の審査について

①株式会社イメージワン（仮称）串間市いちき風力発電事業

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、宮崎県知事意見の説明

②株式会社ウエストエネルギーソリューション（仮称）佐世保市鹿町町風力発電
所設置計画

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、長崎県知事意見の説明

4. 議事概要

（1）開会の辞

（2）環境影響評価方法書の審査について

①株式会社イメージワン「(仮称) 串間市いちき風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、宮崎県知事意見について、質
疑応答を行った。

②株式会社ウエストエネルギーソリューション「(仮称) 佐世保市鹿町町風力発電所
設置計画」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、長崎県知事意見について、質
疑応答を行った。

（3）閉会の辞

5. 質疑応答

(1) 株式会社イメージワン「(仮称) 串間市いちき風力発電事業」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、宮崎県知事意見＞

○顧問 それでは、早速でございますが、本日の1件目、株式会社イメージワン、コンサルは日本気象協会、串間市いちき風力発電事業の方法書についての議論を始めたいと思います。

早速ですが、特段の御指名はしませんが、先生方で御発言されたい方、随時で結構でございます。よろしくお願いします。いかがでしょうか。

事務局にちょっとお願いがあるのですが、よろしいですか。Q1、Q2に関係しますけれども、事業区域の改変予定図面ということで図1を出していただいております。このような図面をほかの事業でも、風車の位置だけしか出ていないような案件については、1Qを発信する前に事務局の方で、改変区域が入っている、入っていないはともかくとして、既設の道路があるのかないのか、全部新設なのか、既設と新設併用なのかという、その程度が分かるような図面を用意するようにはしていただけないでしょうか。

○経済産業省 承知いたしました。今後、我々の事前の確認の段階で、おっしゃったようなところを用意していただくようにしたいと思います。

○顧問 よろしくお願いします。これがあるかないとでは大分イメージが違います。造成関係の先生がいつもおっしゃっている御意見などにも、これがあればある程度は目安が立つかと思いますので、土量、切土、盛土の量とか伐採量とか、具体的な量までは出せなくても、少なくともこういった図面を出しておいていただけると、大分議論が進めやすくなるのではないかと思います。

○経済産業省 分かりました。

○顧問 造成関係の先生、いかがでしょうか。

○顧問 そうですね、今おっしゃっていただいたとおりだと思います。方法書の段階で計画熟度が上がっていないということは理解できるのですが、やはり環境アセスの本質を考えると、環境影響低減というための代替案をどうやって出していくかということに尽きるので、やはり計画そのものが分からない限りは環境変化が想定できないので、代替案の提示もしようがないのです。ですから、その辺特に事前の情報を可能な限り出していただきたいということです。

○顧問 そのほか先生方で御意見等ございますでしょうか。

○顧問 騒音関係は、かなり住宅との距離が離れているので、稼働時の騒音は多分問題ないと思います。それで、ちょっと確認だけさせていただきたいのですが、補足説明資料で18ページと19ページ辺りなのですが、資料をありがとうございます。これは環境騒音を測る5番と6番という場所になっています。平面図が2つ載っています。それで、5番と6番というのは、北側に位置する住宅地のそばの調査地点に当たるのですが、県道438号線沿いになってしまうかと思いました。それで、交通量にもよるのですが、これは県道ですから、幹線交通を担う道路に分類されてしまうので、調査地点はできるだけ道路騒音の影響を受けないようなところに少し移動していただきたいと思っています。

私の質問は、この438号線というのは交通量が多いのでしょうか、それとも少ないのでしょうか。方法書にもしかしたら書いてあるかもしれないのですが、調査地点が少しこの上にかぶさって書いてあるので、ちょっと確認したいと思いました。

○事業者 日本気象協会です。今いただいた御意見についてなのですが、まず、環境6と環境5の位置について、方法書の方の117ページに道路図があるのですが、今おっしゃっていただいた一般県道438号沿いではなくて、そちらから延びている別の道路になってきますので、現地調査のときはそういった幹線道路沿いでの調査ではない形で行えればと思います。

438号での交通量なのですが、方法書の116ページの方で書かせていただいています。12時間で大体153台で、24時間で193台となっています。

以上でよかったでしょうか。

○顧問 了解しました。県道438号線に近いところに環境5と環境6があるということではないということを確認しました。この写真を見ると、道路沿いとなっているように思ったのですが、これ、特に道路の種類とか路線名がついていますか。恐らく道路センサスの対象になっていないでしょうから、町道とか村道かもしれないのですが、もし把握していらっしゃるようであれば、お知らせいただきたいのです。分らなければ結構です。

○事業者 今、住宅地図でも確認させていただいたのですが、特にそちらの2つの道路については名前がない道路になっていますので、今後、現地調査の際にその辺りを確認するようにはしたいと思います。

○顧問 ありがとうございます。それで、結構です。

○顧問 そのほかいかがでしょうか。水関係はいかがですか。

知事意見の個別的事項の3番、動物のところで、イタチ類は糞の痕跡だけでは種の判定が難しいため、可能な限りDNA解析による判定を行うことという意見が出ていますけれども、JWAの方はいかがでしょうか。対応できますか。

○事業者 日本気象協会です。この県知事意見は可能な限りDNA解析を行うこととありますので、実際現地で糞の痕跡がどれだけ取れるかどうか、今のところ不明ではありますが、可能な限り対応していきたいと考えてございます。

○顧問 よろしく申し上げます。カワネズミはいかがですか。

○事業者 カワネズミについても、センサーカメラか痕跡法ということではありますけれども、こちらも実際の現地の状況を見ながら、より適切な方法で確認に努めたいと考えてございます。

○顧問 動物関係の先生、何か御意見ございますか。

○顧問 この場所を考えた場合には、私の質問に対しての御回答はそれで納得いたしました。努力していただくということで。そのほか、一番問題になるのがサシバとかの渡りだと思ったのだけれども、秋季の渡りは微妙にずれているということ、それから春季はちょっと引っかかっているという感じがあります。だから、知事意見にもありますけれども、天候とか風向とかそういったことでルートがずれた場合に、かなり多くの個体数が通過するということも考えられますので、十分渡り鳥の調査については重点を置いてやっていただいた方がいいかというぐらいです。

○顧問 ありがとうございます。

○事業者 承知いたしました。御意見ありがとうございます。

○顧問 よろしく申し上げます。そのほかいかがでしょうか。

Q24、Q25、Q31と、定量性についての質問を出しておりますが、回答では非常にいい、模範的な回答になっていると思います。できるだけ多数の点数を取って平均化するというような努力をしていただければと思います。これで進めていただければよろしいのではないかと思います。

○事業者 日本気象協会です。承知いたしました。御意見ありがとうございます。

○顧問 クマタカのフロー図についても、忌避行動とか行動圏の解析といったものも組み込んでいただきまして、ありがとうございます。分かりやすくなったと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 そのほかいかがでしょうか。水、排水関係、よろしいですか。

○顧問 1つは、作業用の道路がほとんど新設なのか、それとも既設の林道があるのか、ちょっと教えていただきたいということ。それから、2号機、4号機の辺りが地滑り地形に重なっている、あるいはごく近傍にあるみたいなのですけれども、その辺りはどのような注意を払われる予定か、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○事業者 イメージワンです。現状の計画の道路については、こちらの方、既設の林道等は今ない状況ですので、基本的に図で示させていただいている場所全てが新設になるというような形になります。

地滑り地形については、今後、県等と協議しながら、宮崎県の現地開発許可に基づいて開発協議を行っていく予定です。

○顧問 例えば少し東の方にずらすとかなんか、そのような形はあり得るということでしょうか。道路も含めて。その辺りはまだこれから考えるということでしょうか。

○事業者 そうです。これから地盤調査等を実施して、極力改変は回避するような形で協議を進めていきたいと思っております。

○顧問 分かりました。ありがとうございます。

○顧問 そのほかいかがでしょうか。魚類関係の先生、何かございますか。

○顧問 では、大したことではないのですが、最初にほかの顧問が聞かれたQ1の地図がございまして。この地図で道路が一部、川を横切っているようにも見えるところがあるのですが、水域の改変とかということは、可能性はございますでしょうか。具体的には1号機の北側の部分の道路が沢を横切っているように見えるということなのです。

○事業者 イメージワンです。1号機の北側のところには沢はないと認識しております。

○顧問 この青い線は沢ではないということですのでよろしいですね。その辺、今後御確認いただいて、もし改変等が生じるようであれば、その辺のところも準備書では少し詳しく触れていただければと思います。

○事業者 承知いたしました。現状はこの川のところの改変はないという計画をしております。

○顧問 了解いたしました。

○顧問 今の点ですが、対象事業実施区域沿いに北側の黒い線がずっとありますよね、沢沿いに。ここは道路があって、入口の改変予定区域のところまでは道路が来

ているということですか。

○事業者 黒い線のところは県道が来ております。

○顧問 分かりました。そのほかいかがですか。特に御意見等なければ、締めさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

特にないようではございますけれども、知事意見で、その他のところで地滑り地形が云々というような御意見等もありますので、これから具体的な工事計画、設計等進めていく過程で、地元、関係機関等との協議等じっくりしていただいて、スムーズに事業計画が策定できるように頑張っていたきたいと思います。

それでは、特に御意見もないということで、1件目のイメージワンの串間市いちき風力発電事業の方法書については、これで締めさせていただきます。事務局にお返しします。

○経済産業省 事業者におかれましては、今、顧問からいただきました御指摘、御意見を踏まえまして、今後の準備書等に御活用いただければと思います。

それでは、これを持ちまして（仮称）串間市いちき風力発電事業方法書の審査の方を終了させていただきたいと思います。

（２）株式会社ウエストエネルギーソリューション「（仮称）佐世保市鹿町町風力発電所設置計画」

＜方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、長崎県知事意見＞

○顧問 それでは、2件目、ウエストエネルギーソリューション、これはコンサルが西日本技術、佐世保市鹿町町風力発電所の方法書について意見交換をさせていただきます。

取りあえず、私から先に質問させていただきます。Qの2番とか11番、造成関係の先生とも関係あるのですが、図1に示していただいたのですが、この中に既設の風車が15基あるのです。これの取扱いはどういうことになるのですか。これは他事業者だから云々というようなことがあって、撤去工事はこちらの工事が終わった後に撤去するということになっているのですが、その辺ちょっと説明をお願いしたいのです。

○事業者 方法書の10ページの方に工事の工程を示しておりますが、既設発電所の撤去工事を先に終わらせまして、本事業の工事にかかる予定にしております。

○顧問 分かりました。この既設の風車、発電所というのは、基本的には全く関係のない事業者ということになるのですか。

○事業者 別事業者になります。

○顧問 そうすると、アセス上は撤去工事をやった後からがアセスの対象になるということですか。

○事業者 そういうことになります。

○顧問 造成関係の先生、いかがですか。

○顧問 今のお話でよく分かりました。

○顧問 今の顧問の質問に関連です。そうすると、既設の撤去に関して、全く他事業者だということなのですが、他事業者の方で既設の風車の撤去のアセスについて、自主アセスをするなど、何か聞いておられる情報があれば教えてください。

○事業者 既設の風力発電所の事業者の方からは、撤去に関して特に自主アセスをしないということは何も伺っておりません。

○顧問 もしできれば、準備書の段階では既設撤去のアセスについての情報も取得しておいていただいて、我々にお知らせいただければ大変有り難いと思います。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 通常は、事業者が違って、同じ対象事業実施区域内にあるものを撤去するわけだから、基本的にはアセスの対象になるのではないかと思うのですが、これは、事務局はどのようにお考えですか。

○経済産業省 基本的に撤去工事についてはアセスの対象外となっております。ただし、同一の事業者が撤去、新設する場合について、工程上、同一の工程とみなされれば、撤去工事についてもアセスの対象として審査する、そのような対応をさせていただきます。

○顧問 分かりました。繰り返します。確認ですけれども、別の事業者が先に撤去する分については、特にアセスの対象にならない、そういうことですね。

○経済産業省 そのように考えております。

○顧問 分かりました。

○顧問 アセスに関係ないとはいえ、よく、工事上で一般的な話なのですけれども、前事業者が撤去して埋め戻した後に、次の事業者が事業をやる場合に、埋め戻しの不良で工事に支障があった場合、どっちに責任があるのかというのはもめたりすることが多いのです。ですから、工事上、その引継ぎについては綿密にやっていただきたいと思います。これは直接アセスとは関係ない話ですけれども、よろしくお願いします。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 騒音関係の先生、手が挙っていますか。

○顧問 計画上は撤去工事が終わってからこの事業の実施に入っていくということになっていますけれども、環境調査そのものは既設の風車が稼働している状態のときにやるということですね。ただし、撤去工事中に環境調査をやられると困るなど思っているのですが、そういう心配はないのかどうか。つまり、撤去工事中にコンクリートブレーカーがががが鳴っている最中に次の事業の環境調査をやられると困るなどちょっと思っていたのですが、そういう心配はないのかどうかお伺いします。

○事業者 既存の事業者の方にもアセスを実施していることはお話をしまして、既存の事業者の希望としては極力今の発電所の運転を継続して、F I T期間満了までは行いたいということで、その前にはアセスの調査は全て終わる予定でございまして、その後に撤去工事を行っていただくようお願いをしております。

○顧問 では、環境調査が終了した後、撤去工事に入っていただくという話についてはということでした。もう一つよろしいでしょうか。

○顧問 お願いします。

○顧問 既存の風力発電機というのは、方法書の14ページを見ると、1,000kWの風車が15基ということが書いてあります。この機種であるとか、音響的なデータはもらうことができるのかどうかお伺いしたいと思います。環境調査中はこの既設の風車の音も一緒に入ってくるということですので、調査結果には既設風車の音が基本的に入っていると考えるわけです。風車を止めていただくことができれば、ある程度推計をして、風車が止まっている状況を推計値として出すことになると思います。そのときに現在の1,000kWの風車の音響特性が分かっているかないとできないということになりますけれども、この辺は提供していただけることになっているのでしょうか。

○事業者 もちろん、今の先行事業者にお願いすることにしておりまして、機種自体が日本のメーカー、三菱のもので、データは得られるのではないかと考えております。

○顧問 分かりました。また後でちょっと別の質問をします。

○顧問 よろしいでしょうか。動物関係の先生、手が挙っています。

○顧問 既設風車のことが話題になっているので、補足説明資料の59番、57ページ。要するに風車があるということは、その調査が新たに風車を建てる場合の一番の参考になるというか、一番いい影響評価の基準になると思うのです。その調査として行動観察

をしっかりやっていただけるということで、それはいいのですけれども、今考えると、ちょっと見落としているかもしれませんが、既設の風車は全く別の事業者ということで、過去にバードストライクの調査を行ったとか、若しくはその結果があるとかというのを聞かれたことはございませんでしょうか。

○事業者 既存の発電事業者の方にお尋ねしましたところ、調査等は運転開始以降行っていないということです。メンテナンスを日々行っていますが、その中で見たこと、聞いたことがあるかということも尋ねたのですが、それは今のところ聞いていないということをおっしゃっていました。

○顧問 撤去して退くということですから、あとはあまり気にする必要はないと思われるので、できれば既設の風力、他の事業者だけでも、死骸調査あたりはできないものではないでしょうか。

○事業者 風力発電所とその周辺は貸出しの土地になっていまして、立入りに関して既設発電所の事業者の同意を得なければならないのです。一応その協力を求めた上で検討したいと思っております。

○顧問 是非前向きに、既設風車の死骸調査の結果というのが恐らくアセスする上では十分参考になると思いますので、実現するように努力をお願いいたします。

○顧問 私も、65ページ、追加1というので死骸調査について、今、先生おっしゃられたような調査をやったらいいのではないかとということ。一応協議して検討しますということになってはいますが、新しい風車と既設のもので大分大きさが違うのです。それで、1,000kW、15基に対して、新しい方でいくと回転領域が約4倍に増えるのですか。ですから、大きさの違いというのはありますけれども、既設のところでどの程度の衝突事故があるのかというのはちゃんと調べておかれた方が、予測評価にもそのまま使えるのではないかと思います。よろしく御検討のほどをお願いしたいと思います。

○事業者 承知しました。

○顧問 そのほかいかがですか。造成関係の先生、お願いします。

○顧問 対象事業実施区域内に既設の太陽光発電があるのですが、これを設置したときにどのように配慮されていたか分かりませんが、多分、雨水流出係数は1になっていると思うのです。この対象事業地全体の雨水の流出について、特に水の濁りとかそういうものを判断するときに、やはり流水解析が必要かと思うのです。水の濁りともう一つは、雨水流出調整という2つは概念が違うので、いわゆる洪水対策としての雨水流

出抑制と、濁りのための沈砂池設置とか、その辺がどのように切り分けられているのかよく分からないので、準備書の段階で結構ですけれども、ここに降った雨の行き先、その辺がどのように制御されているのかをきちんと説明していただきたいと思います。

○事業者 承知しました。

○顧問 そのほかいかがでしょうか。

○顧問 今の先生の質問と関連するので、確認させてください。太陽電池発電所は、本件の事業者の方がやっておられる発電所なののでしょうか。それとも全く別事業者の方が行っているのでしょうか。

○事業者 太陽光発電所は当事業者で建設を行いました。現在のところでは事業主は別の会社にそれぞれなっております。O&Mのメンテナンスを当事業者のグループ会社の方で全て行っております。

○顧問 ほかの顧問の質問に対する回答だったような気がするのですが、風力発電施設からの排水について、太陽電池発電所の排水と調整・検討するようなことを書いておられたように思うのですが、どうやって調整できるのかと読んでいました。どのように排水対策をしていくかというところは、事業者がきちんと調整・検討できる体制なのですね。

○事業者 今のところまだ風力発電機の配置がはっきり決定しておりませんので、具体的な排水計画を風力の方では立てていないのですけれども、方針としては、太陽光の発電所の排水設備を活用できるのかどうか、別で作るのかどうか、それを含めて、いずれにしても、そのエリア全体として雨水排水を計画して、準備書で改めて御連絡をさせていただきたいと思います。

○顧問 分かりました。方法書を読む限りは、太陽電池発電所のことについての記載が、あまりなかったような気がしていて、先ほどほかの先生の御質問にあったような太陽電池発電所の排水等のことについても全く情報が分からないので、準備書の方ではその辺のところをきちんと記載していただきたいと思います。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 ついでにもう一つだけ。長崎県知事意見の中の(5)水環境への配慮というところで、既存施設の工事に係る住民からの意見、苦情も考慮した上で云々という記載があるのですが、この既存施設の工事というのはどのことを指しているのですか。

○事業者 意見書の中においても既存設備というような言い方がございましたが、恐ら

く太陽光発電所の工事のことではないかと考えています。

○顧問 分かりました。では、よろしくお願いいたします。

○顧問 ほかの水関係の先生、いかがですか。

○顧問 私の方も補足説明資料の20ページ、44ページ、46ページ等のところで説明を求めたのですけれども、全体として、今、顧問から話があったように、太陽光発電設備についての記述がほとんどなかったというのはちょっと残念だったと思いました。

それと、24番のところでもちょっとお伺いしたように、まだ排水の経路が決まっていなといういながら、排水の経路と太陽光設備のところは一部クロスしていたり、全体として水の管理がどのようになっているのかというのが、先ほどの顧問の指摘もありましたけれども、分からないということで、そこはちゃんと記述してほしいということで、意見を差し上げました。

そのときに、1つお聞きしたいのは、ため池に関して予測を一応行いますという形で回答をいただいているのです。それはそれで結構だと思うのですが、ため池のSS濃度を予測するような形になっているのですけれども、ため池の容量とか、ため池に入ってくる、それから出ていくものが捉えられるようなところなのか、その辺りもう少し、全体として本当にため池内のSSの量の評価が可能なのかというのをちょっとお聞きしたいと思いました。

○事業者 ため池の調査につきましては、ため池の管理者に聞き取りを行いまして、どのくらいの容量があるかということと、調査で水位情報を得ることで、ある程度水位変動であるとか、そういった水質等の関係で情報を得た上で、SSの予測をしたいと考えております。

○顧問 そのような話に今なっている、またそういうデータがもらえそうだということですね。

○事業者 はい。

○顧問 分かりました。了解いたしました。

○顧問 造成関係の先生。

○顧問 先ほどのほかの先生の質問、24番、20ページの補足説明資料で、排水対策について御質問があったのをちょっと私、見落としていたのですが、これに対する事業者の回答で若干心配になったのは、調整池と沈砂池というのは違う概念なので。お答えの中に、調整池で沈降させた後、周辺に排水を行うとか。雨水流出抑制のための調整池と濁

り防止のための沈砂池というのは概念も構造も全然違うので、その辺、混同しないようにしてほしいと思います。

それで、太陽光発電では大面積で流出係数1の施設を造る場合には当然調整池が求められていると思うのですが、それは既に太陽光発電のところで解決済みになっていなければいけないのですが、今回ここに風力発電を足した場合に雨水流出がどのくらい増えるかということによって、調整池については考えなければいけない。濁りについては、やはり事業地全体から出る濁りについて、それを低減させる沈砂池が必要で、それは太陽光発電のところで考えていなければ、新たに考えなければいけないしということで、その辺の整理がどうなっているのかがちょっと方法書でも読めないのです。その辺、準備書の段階で非常に明確になるようにしてください。先ほどのことと重なるのですけれども、念のため付け加えました。

○事業者 太陽光と風力のそれぞれの設備、施設について明確に分かるように記載しまして、準備書として御説明したいと思います。

○顧問 騒音関係の先生、お願いします。

○顧問 知事意見の騒音等への配慮というところで、既存施設に係る住民からの意見、苦情等が出ていることから書いてあります。この件について、今の事業者ではなくて、これからの事業者はどの程度住民からの意見、苦情について把握されているのかというのをお聞きしたいと思いました。特に地域的にもどうなのだろうと思いましたので、もしお分かりでしたらお答えいただければと思います。

○事業者 地元の方と意見交換は適宜行っておりまして、この知事意見の基になった意見を出された住民の方とコンタクトは取っております。夜中にやはり少し音がするというのを聞いておりますので、既設の風車の騒音の調査結果と予測結果を準備書の際にはお示しして、御意見を伺おうと考えております。

○顧問 住民意見の中で、夜間にゴロンゴロンという音がすると書いてありましたので、今そんな音がする風車など無いのだろうと想像しながら読んでおりました。かつての風車はやはりいろいろな音がしていたと言われているので、そういう問題が発生してもおかしくないのでしょう。最近のものは日進月歩で騒音も下がってきていますし、騒音対策もされていることだと思いますので、準備書を作成されるときに、騒音対策に配慮した風力発電機であれば、その旨をやはり書いていただくのがいいのかと思います。まずこれは意見です。

○事業者　機種が最終的にまだ決定しておりませんで、機種の選定に当たりましては騒音の面も当然考慮に入れて、より低騒音型の風車を選定していきたいと考えております。

○顧問　容量1,000kWのものから3,000kW、4,000kWになるので、3～4倍の発電量になります。それゆえ当然地元の方は大きな音がするだろうと想定されると思いますけれども、最近のものは騒音対策にかなり配慮しているので、その旨、しっかり調査をして、準備書に書かれたらいいかと思います。これが1つです。

次、よろしいでしょうか。引き続き。

○顧問　お願いします。

○顧問　補足説明資料、ありがとうございました。52番で、ページでいうと50ページなのですけれども、風況調査の位置が既存の風力発電所の敷地に入れられないということで、周辺に3か所書いてあるのです。やはり対象事業実施区域の中に入って風況調査するという事は難しかったのでしょうか。

○事業者　風況観測塔は事業の敷地内に立入りが難しいということではなく、既存の風車の影響を受けないように風況観測をするために、ある程度離れたところでしか観測ができないということでして、周辺のところで観測を行うようにしております。

○顧問　分かりました。風況観測塔の趣旨というのは、将来、ハブ高さの位置の風速がどういう範囲になったときに、残留騒音がどれくらいになるかということを知るもので、基本的には対象事業実施区域内で風況観測するのがいいと思うわけです。現状、既存の風車がある中で、風の勾配であるとか風の流れが変わっているために外側に配置したという理解になりますか。

○事業者　赤線で囲った中に風況塔を入れますと、既設の風車がずっと回っていますので、どうしても後方乱流の影響を受けることになります。そういうことで、審査機関とも相談の上、ちょっと離れた、後方乱流の影響を受けないところ3か所で風況塔を使って、合成風況で風況計算をするというような手続にしております。

○顧問　それでいいと思います。次、もう一つだけお願いしたいのですけれども、補足説明資料のNo20、ページでいうと18ページになります。コンクリート打設時に、コンクリートミキサー車がどこから出発して対象事業実施区域に来るのかということを知りたかったので、現時点で考えられる場所を出していただきました。その地図が出てくれば説明がしやすいのですけれども、18ページ。それで、生コン事業者というのがこの図の右の端っこにありますけれども、道路交通騒音の調査ポイントで、道路1というのと道

路2という2つの場所で、資材の搬入の騒音予測をしようということなのですが、それが北ルートと南ルートに分かれていました。それで、先ほどちょっと調べてみると、北ルートというのは県道18号で、道路1というところですけども、鹿町地区の沿道だと書いてありました。これの左の上の方です。そして、もう1つの方は沿道2というもので、やはり県道18号で、小佐々黒石地区の沿道ということが書いてありました。これはこの図ですと下の方に当たると思います。この図では一応、北ルートの方に生コン車がずっと動いていくということになっています。基本的にそういうルートで考えていって、主な大型車による沿道環境インパクトというのは、北側を押えることによって評価ができると考えてよろしいのですか。

○事業者　こっちがメインと考えていますが、ひょっとすると南側の道路2の地点の方から入れる可能性も一応想定しております。それで2地点で一応調査をしまして、予測評価をやろうかと考えております。

○顧問　分かりました。やはり南側も通る。分岐させるというとおかしいのだけれども、場合によっては少し環境の負荷を下げるために、多少分岐させて現地に大型車を動かすという含みもあるということですね。ですから2つポイントを考えた、そういう説明になるのでしょうか。

○事業者　それができればもちろんいいのですが、生コン事業者が最終的にまだ確定していないということで、将来的に変わる可能性もあるということを想定して、2ルート想定して、調査地点を設定しております。

○顧問　分かりました。ありがとうございました。

○顧問　水関係の先生、手が挙っています。どうぞ。

○顧問　先ほどほかの顧問からもため池の質問がありましたけれども、私の方も類似の質問をさせていただいておりまして、補足説明資料でいいますと質問の42番、関連して、ほかの顧問、44番、45番になります。ほかの顧問の44番の質問に対する回答で、ため池の位置、相互関係が大体想像がつくのですが、45番の質問について、設定根拠が書いてあるのですが、できましたら相互関係、多分WP1という池が一番上流側にあって、その直下に2がある。その下、沢を伝って4番があるというような相互の関係が非常に重要になると思いますので、その点を明記していただきたいと思います。これが1つです。

もう一点ですけども、最近、西日本地区の水害において、ため池が破堤してしまっ

て大きな水害になるという事例がたくさん起こっております。現地調査のときには、このため池の構造の安定性について十分確認をしていただいて、このため池に濁水の流入可能性があるかどうかとか含めた、構造上の安定性についての確認の調査もしていただきたいと思います。

○顧問 事業者、よろしいですか。

○事業者 1つ質問してもよろしいでしょうか。

○顧問 どうぞ。

○事業者 構造の安定性を調査する、災害につながるということはよく分かるのですが、環境影響評価の中でどういう感じで利用したらよろしいのでしょうか。

○顧問 私の懸念は環境調査そのものというよりも、最近このようなため池が破堤してしまうという事例が多く、場合によっては、このため池が大きな災害につながりかねないので、こういうため池が構造上安定しているかどうかというようなところを確認していただきたいということです。これによって環境調査を変える変えないということではありません。

○事業者 かしこまりました。ため池管理者にヒアリングを行うことにしておりますので、そのときに可能な限りお聞きしたいと思います。

○顧問 是非お願いします。

○顧問 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。手が挙っていませんけれども。私の質問で、Q17で伐採範囲はどこですかと聞いたところで図1と書かれているのですが、補足説明資料で示していただいた図1だと伐採地がないのです。むしろ図36を見ると出ているので、多分その記載漏れだと思いますので、図1の伐採場所というのは後で修正をして、図36と同じになるように。風車の予定位置のところだけだと思いますので、よろしくお願いします。よろしいですか。

○事業者 失礼いたしました。修正したいと思います。

○顧問 お願いします。それから、Q36で文化財の位置がありますが、知事意見で、文化財関係のところはいかがですか。世界遺産関係。複数箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地が所在するということが意見として出ていますけれども、これは事前の地元の自治体と協議の状況をちょっと説明していただければと思います。

○事業者 県知事意見の方にも文化財について工事する前にちゃんと調整しなさいという御意見をいただいていますので、佐世保市と佐々町の教育委員会と協議をしながら、

改変位置の決定を進めていきたいと考えております。

○顧問　　よろしく申し上げます。もう一点だけ。生態系の調査でテンを調べられますが、糞分析にDNA解析はできないですか。

○事業者　　DNAに関しては少し検討しておりまして、もし、特に動物の部分の種類が分かるようであれば、活用していくことを考えております。

○顧問　　これは是非活用することを検討していただきたいと思います。別の案件で、やはり上位性でテンについてDNA解析した事例があります。結構な数、個体数があって、個体密度が個別識別できたりして、結構面白いデータが出ています。この地点でどんなデータが出るか分かりませんが、単なる糞の分析だけではなくて、DNAを使うことによって個体の識別もできたりします。それから、餌の種類もDNA解析で結構いろいろなものが明らかになると思いますので、大変かもしれませんけれども、目視の観察だけではなくて、DNA解析を併用すると面白いデータが取れると思いますので、是非御検討いただきたいと思います。

○事業者　　先生、よろしければ事業者名といいますか、風力発電所の名前を教えてくださいませんか。

○顧問　　やったのは、確か、いであだったと思います。

○事業者　　ちょっと調べてみたいと思います。

○顧問　　そのほか御意見ございませんでしょうか。特にこの地点、真ん中に太陽パネルができてしまっていて、植生の古いデータとは現況が大分違っている。その辺、いわゆる太陽光の事後調査みたいな形になるかと思いますが、準備書の段階では、現況がもう既に太陽光発電のパネルが設置されたことによって、大分状況が変わっているということを明確に記載した上で、動植物生態系の現況についての記載をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○事業者　　かしこまりました。ありがとうございます。

○顧問　　先生方、特によろしいですか。よろしければ、これで締めさせていただきます。事務局にお返しします。

○経済産業省　　本日いただきました御意見につきましては、事業者の方は今後、準備書まで、これを踏まえまして調査等をしていただくようにということで、是非ともよろしくお願いいたします。

私どもの方も、知事意見、それから大臣勧告に向けて、これから行ってまいりますの

で、是非とも先生方の御意見を踏まえて対応していきたいと思っております。

本日は、これもちまして（仮称）串間市いちき風力発電事業方法書、それから（仮称）佐世保市鹿町町風力発電所設置計画方法書の審査の方を終了させていただきたいと思います。どうも長い時間ありがとうございました。

以上で審査の方を終了させていただきたいと思います。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486